

# 弥彦小学校PTA会則

## 《第1章 名称及び事務局》

第1条 この会は、「弥彦小学校PTA」といい、事務局を同校内におく。

## 《第2章 目的》

第2条 この会は、保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

## 《第3章 活動》

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動を行う。

- 2 よい保護者、よい教師となるように努める。
- 3 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の活動を支援する。
- 4 児童の生活環境をよくする。
- 5 児童の健康の増進に努め、安全を守る。
- 6 公教育費を充実することに努める。
- 7 保護者・教師が、より豊かな生活を目指し学習に努める。

## 《第4章 会員》

第4条 この会の会員となることのできるものは、次の通りである。

- 2 弥彦小学校に在籍する児童の保護者、又はこれに変わる者
- 3 弥彦小学校の教職員

## 《第5章 役員》

第5条 この会には、次の役員をおく。

- 2 会長 1名
- 3 副会長 3名
- 4 庶務 若干名
- 5 会計 若干名

第6条 会長、副会長は、毎年総会において選出する。庶務及び会計は会員中より会長が委嘱する。

## 《第6章 役員の職務》

第7条 会長は、次の職務を行う。

- 2 会長は、この会を代表し、会を総括する。
- 3 総会及び理事会を招集する。

第8条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第9条 庶務及び会計は、会長の指示によりその事務を行う。

## 《第7章 総会》

第10条 総会は、会員をもって構成され、この会の最高決議機関とする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は4月に開く。臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数の賛成で決する。
- 4 総会の議長は、会員の互選によって選出する。
- 5 総会が開催できない際は、書面会議及び決議によって総会に代えることができる。

## 《第8章 役員会・理事会》

第11条 役員会は、会長、副会長及び庶務、会計をもって構成し、各委員会への助言・支援及び理事会に提案する議案を作成する。

- 2 役員会は、理事会の前に会長が招集する。また、会長が必要と認めるときに開催する。
- 3 理事会は、役員会、専門委員会の正副委員長、地区代表、正副学年代表、学校代表をもって構成し、役員会の議案の審議及び各委員会の連絡・調整を図る。
- 4 理事会は、総会につぐ決議機関とし議決及び総会に提案する議案を作成する。
- 5 理事会の議長は、副会長が行う。

第12条 校長は、本会のすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

## 《第9章 役員及び理事の任期》

第13条 役員及び理事の任期は、1か年間とし、再任は妨げない。なお、任期は定期総会より翌年の定期総会までとする。

## 《第10章 委員会》

第14条 弥彦小学校PTAは、各委員会それぞれの自主性を尊重して運営されるものとする。

- 2 この会の活動に必要な次の委員会をおく。
  - ・学年委員会
  - ・専門委員会
  - ・地区代表委員会

## 《第11章 経理》

第15条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

- 2 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。
- 3 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 4 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 5 この会の会計年度は、毎年4月1日にはじまる翌年3月31日に終わる。

## 《第12章 会計監査委員》

第16条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員をおく。

- 2 会計監査委員は、会員中より会長が委嘱する。
- 3 任期は1か年とし、再任は妨げない。

## 《第13章 弔意》

第17条 会員及び児童が死亡したときは、香典と生花をおくり弔意を表す。

- 2 金額については、役員会の協議による。

## 《第14章 細則》

第18条 会の運営及び活動のために必要な事項は、細則で定める。

- 2 細則の内容は理事会で協議し、細則の制定、改廃は、次期総会に報告しなければならない。

## 《第15章 改正》

第19条 この会則は、理事会で協議し、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。